

福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針（素案）に対する
パブリック・コメント（うつくしま県民意見公募）の結果について

【福島県 国際課】

No.	ページ	該当項目	意見	県の考え方
1	p10	第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項 1 日本語教育を受ける機会の最大限の確保 (4) 地域における日本語教育	○ 日本語学習の機会を必要とされている方に情報がいきわたるよう、各市町村へ県より積極的な情報提供をお願いいたします。	○ 御意見ありがとうございます。頂いた御意見を踏まえ、各市町村への情報提供も含め、関係機関との連携を強化しながら、日本語教育の推進に取り組んでまいります。
2	p10	第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項 1 日本語教育を受ける機会の最大限の確保 (4) 地域における日本語教育	○ 県主導によるオンライン教室の開催を検討されたり、各市町村へICT活用の指導を行う場合は、是非協力させてください。	○ 関係機関との連携を強化しながら、日本語教育の推進に取り組んでまいります。
3	p11	第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項 2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保	○ 日本語教室の講師(ボランティアではなく専門家)を育成したいというニーズがありましたら、是非協力させてください。	○ 関係機関との連携を強化しながら、日本語教育の推進に取り組んでまいります。
4	p11	第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項 2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保	○ 地域の日本語教育の質の向上のため、日本語教育の専門家が、継続的かつ相応の処遇を得て地域日本語教育の現場で活躍できるよう、適切な予算の配分をお願いいたします。	○ 御意見ありがとうございます。頂いた御意見を踏まえ、日本語教育現場の実態の把握等を行いながら、日本語教師等が継続的に活動できる環境整備に取り組んでまいります。
5	p1	第1章 基本的な事項	○ 「第1章 基本的な事項」で「日本語教育の参照枠」についてまったく触れられていないが、「日本語教育の参照枠」の言語教育観を反映される必要があるのではないかと。特に「日本語学習者を社会的存在として捉える」姿勢は最も重要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱の1つ「日本語学習者を社会的存在として捉える」では、学習者を「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」として考えています。 ○ 御意見のとおり、上記の考え方は重要だと考えており、第3章に記載している、「ふくしま国際施策推進プラン」の基本目標「一人一人が自分らしく輝き、世界へ挑む、共に創るふくしま」には上記の考え方も含まれているものと考えております。
6	p1	第1章 基本的な事項 1 策定の背景・趣旨	○ p1の「1 策定の背景・趣旨」に『県民が一丸となって魅力ある「ふくしま」を創り…』とあるが、県民が外国人に対する意識を変えていくことも重要であり、第5章の「2 各主体の役割」に県民の役割も必要ではないのか。	○ 御意見ありがとうございます。頂いた御意見を踏まえ、「第5章 推進体制」「2 各主体の役割」に県民の役割を追記しました。【P13】
7	p8	第3章 県内の日本語教育推進の基本的な方向性	○ 【日本語教育推進の3つの方向性】③日本語教育に関する理解及び関心の増進は、誰の理解及び関心なのか。県民ではないのか。	○ 御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、「③日本語教育に関する理解及び関心の増進」には県民も含まれており、「第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項」「3 日本語教育に関する理解及び関心の増進」において、県民の理解及び関心の増進を図る取組例を記載しております。

No.	ページ	該当項目	意見	県の考え方
8	p1	第1章 基本的な事項 2 方針の位置づけ	○ p1の「2 方針の位置づけ」に『地域の実情に応じ…』とあるが、外国人散在地域が多い福島県の実情に応じた取組が少ないように思われる。	○ 御意見ありがとうございます。頂いた御意見を踏まえ、県内の実態の把握をきめ細かに行いながら、地域の実情に応じた日本語教育の推進に取り組んでまいります。
9	p4-	第2章 県内の外国人住民等の状況等 2 県内の日本語教育の状況	○ 第2章の「2 県内の日本語教育の状況」において、文部科学省が令和6年9月に公表した令和5年度日本語教育実態調査の結果について触れられていない。調査の結果によると、福島県の日本語教師数は347名で、うちボランティアが221名と2/3をボランティアに頼っている。また、地域日本語教育コーディネーター数はわずか6名で、うち4名がボランティアである。こういった実情に県としてどう対処していくつもりなのか。	○ 御意見ありがとうございます。日本語教育の推進のためには、日本語教育に携わる人材の育成、確保が重要と考えており、「第3章 県内の日本語教育推進の基本的な方向性」において、日本語教育推進の3つの方向性の1つとして「②日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保」を示しております。 ○ 上記を踏まえ、関係機関との連携を強化しながら、「第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項」「2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保」に記載のとおり、人材の育成、確保に取り組んでまいります。
10	p9-	第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項	○ 具体的な取組がすべて【例】となっているが、実際に行う取組内容、スケジュール、目標等を明記した実施計画はいつ作成するのか。	○ 御意見ありがとうございます。現時点では実施計画を作成する予定はありません。
11	p13	第5章 推進体制 2 各主体の役割 (7) 小・中・高等学校	○ 『教育委員会と連携…』とあるが、第5章の「2 各主体の役割」に教育委員会が入らなくてよいのか。	○ 御意見ありがとうございます。「第5章 推進体制」「2 各主体の役割」「(1) 県」及び「(2) 市町村」に教育委員会も広く含まれているものと整理し、原案のままいたします。